



ほいくしょうほうもんしえん 保育所等訪問支援



保育所等訪問支援は、児童福祉法に位置付けられたサービスで、保育所や学校などの集団生活を営む施設を訪問し、障がいのない子どもとの集団生活への適応のために専門的な支援を行うものです。

こんなお子さんにピッタリのサービス！

どう言葉で伝えたら
よいか分からない



みんながいる
ところが苦手

集団ルールを
守れない。
指示に従うのが苦手



お勉強
苦手だな
忘れ物...



集中するのが苦手

ケンカやトラブル
を起こしてしまう



支援内容

訪問員が保育所等でのお子さんの様子を観察します。

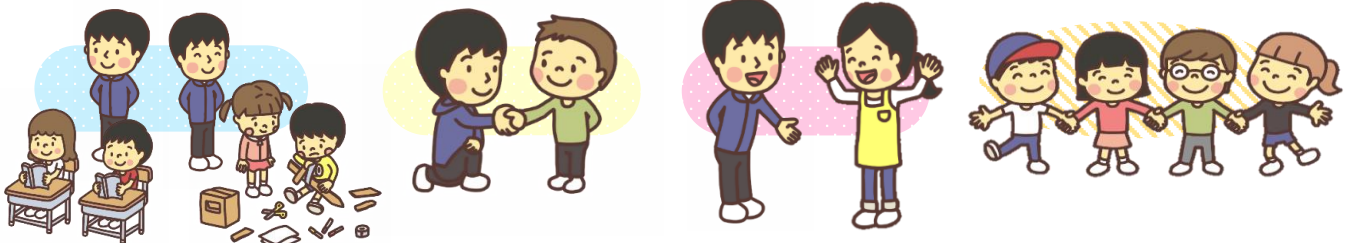
お子さんに声をかけ、実際に支援に入ります。

先生に支援方法をアドバイスします。

結果

子どもが安心・安全に
過ごせる環境になります。

保育や教育の効果を最大限
に引き出すことにつながります。



訪問できる場所は？

- ・ 保育所
- ・ 幼稚園
- ・ 認定こども園
- ・ 小学校
- ・ 中学校
- ・ 高校
- ・ 特別支援学校
- ・ 放課後児童クラブ 等



詳しくは新座市ホームページも
ご確認ください。



新座市 保育所等訪問支援

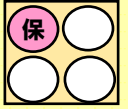
利用までの流れと
支援内容について御説明します。



保 保護者
訪 保育所等訪問支援事業所
相 相談支援事業所
学 保育所 学校等
「だれが」行うのかを色アイコンで示しています↓

1 保護者が障がい者福祉課へ相談・申請に行く

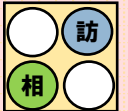
申請後は、担当の相談支援専門員さんに速やかに連絡してください。



2 相談支援事業所・保育所等訪問支援事業所がアセスメントを行う

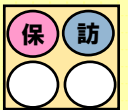
アセスメントをした上でアセスメント内容を事業所間で共有し、方向性について一致させる。その際、必要に応じて訪問先への見学をする。見学時には必ず訪問先との調整を念入りに行う。

*アセスメント…実態を調査・確認した上でサービス利用の必要性等について評価することを指します。



3 受給者証の交付・事業所との契約

相談支援事業所が障がい児支援利用計画(案)を作成し、市に提出後、市から保護者宛に受給者証が交付されます。その後、保育所等訪問支援事業所との契約を行ってください。



4 サービス担当者会議・個別支援会議を行う

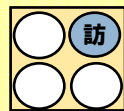
相談支援事業所は障がい児支援利用計画について共有し、それを踏まえ保育所等訪問支援事業所は個別支援計画(案)を作成し、個別支援会議を行い、具体的な支援方法の確認と役割分担を明確にする。

参加者候補

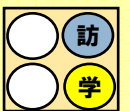
- ・保護者／本人
- ・相談支援事業所
- ・保育所等訪問支援事業所
- ・訪問先担当者
- ・市ケースワーカー 等



5 個別支援計画を作成する

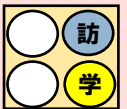


6 利用日程の調整をする



7 訪問支援の実施

対象児童に対する「直接支援」と、保育者等への助言等の「間接支援」を行い、対象児童が集団生活をする上で必要な専門的支援を行う。



8 訪問時のフィードバックを行う

フィードバック方法

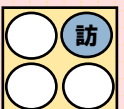
- 保護者…書面
- 訪問先…書面もしくは口頭

訪問時の様子や結果を保護者及び訪問先へフィードバックを行う。



9 モニタリング・個別支援計画の見直し

原則半年に1回、モニタリングをし、状況に応じて個別支援計画を見直す。



障がいがある子もない子も共に育っていきける環境をつくるため、地域で協力・連携し、子どもの成長を促進していくサービスですので、御協力の程よろしく願いいたします。

